

(証券コード 1992)  
2020年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区神田富山町24番地

## 神田通信機株式会社

代表取締役社長 神 部 雅 人

### 第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月29日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田富山町24番地 当社7階会議室  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第83期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第83期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 取締役7名選任の件
  - 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
  - 第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち事業報告の「会社支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kandt.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の流行に関連し、株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、来場の是非を判断いただき、来場される際にはマスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、感染予防策として受付時のアルコール消毒や検温の実施、スタッフはマスク着用にて対応させていただく場合がありますのでご理解、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。  
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調が継続しました。しかしながら、自然災害発生の影響や、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは、永年にわたり培った情報・通信・映像事業の技術力に加え、照明制御業界内において、社会に適合したソリューションビジネスを着実に展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は59億44百万円(前年同期比4.5%減)となり、営業利益は2億34百万円(前年同期比14.5%増)、経常利益は3億0百万円(前年同期比8.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1億95百万円(前年同期比32.8%減)となりました。

事業の部門別の業績は次のとおりであります。

##### 〔情報通信事業部門〕

従来のネットワークインフラの設計・提案・構築、自社ブランドパッケージソフトの提案、販売及びハード、ソフトのサポートサービスに加えて、「働き方改革」をキーワードとした、お客様の問題解決につながるソリューション提案を積極的に展開いたしました。

しかしながら、大型案件の売上減少等により、当部門の売上高は51億75百万円(前年同期比11.9%減)、営業利益は1億55百万円(前年同期比0.3%増)となりました。

〔照明制御事業部門〕

DAL I 制御による照明制御システムの設計・販売・施工を軸として、大型テナントビルや大手IT企業、ホテルを中心にビジネスを展開いたしました。

その結果、当部門の売上高は7億6百万円(前年同期比150.6%増)となり、営業利益は42百万円(前年同期比332.3%増)となりました。

〔不動産賃貸事業部門〕

不動産の賃貸を事業としており、土地の売却に伴う賃貸収入の減少等により、売上高は62百万円(前年同期比6.9%減)、営業利益は37百万円(前年同期比8.3%減)となりました。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 80 期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)	第 81 期 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	第 82 期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	第 83 期 (当連結会計年度) (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
売 上 高 (千円)	5,852,272	5,850,420	6,225,589	5,944,830
経 常 利 益 (千円)	215,195	227,874	278,188	300,702
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (千円)	151,791	151,025	290,827	195,477
1株当たり当期純利益 (円)	18.93	188.40	362.91	81.31
総 資 産 (千円)	6,582,432	7,142,552	6,811,458	6,688,873
純 資 産 (千円)	3,559,497	3,703,629	3,926,821	4,002,700
1株当たり純資産 (円)	443.93	4,621.23	4,900.18	1,665.12

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 第81期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったため、第81期の期首に株式併合が行われたと仮定し算定しております。
3. 第83期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、2019年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったため、第83期の期首に株式分割が行われたと仮定し算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日 神 電 子 株 式 会 社	50,000千円	100.0%	無線通信装置・システム並びに映像・防犯監視装置・システム関連機器等の設計・施工・保守

#### (4) 対処すべき課題

当社の主力事業であるP B X市場は、近年のサーバー化の浸透、クラウド化の進展、モバイル化への流れ等から、縮小傾向が継続している一方で、既存設備の継続活用や従前の機能保持のニーズも存在し一定規模のP B X市場は今後も残っていくと予想しております。このような環境の中、情報通信事業ではMGW（マルチゲートウェイ）を積極的に推進し、ネットワークに繋がる全ての機器を制御するエンジニアリング会社を目指してまいります。また、中長期的には、ローカル5 Gのインフラ構築を担えるよう、他社との協創を図り、いち早く技術の習得を行ってまいります。照明制御事業では演出系の調光をさらに伸ばしていく所存であります。

このようにして、強固な受注基盤の実現を図るとともに、事業効率向上のための組織改革や人材の育成、業務改革を継続して実施し、経営の効率化を高め業績の向上に資する所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

部 門 内 容	事 業 の 内 容
情 報 通 信 事 業 部 門	電話交換設備、各種ネットワークシステム、情報システムの企画・提案・構築等、及びサポートサービス 情報機器及びソフトウェアの販売 無線関係、CCCV、放送装置等電子機器の販売・設計・施工・保守
照 明 制 御 事 業 部 門	照明制御システムの企画・提案・構築等、及びサポートサービス
不 動 産 賃 貸 事 業 部 門	不動産の賃貸

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都千代田区
情 報 通 信 事 業 本 部	東京都千代田区
千 葉 支 店	千葉県千葉市
北 関 東 支 店	埼玉県さいたま市
大 阪 支 店	大阪府吹田市
立 川 支 店	東京都立川市

② 子会社

日 神 電 子 株 式 会 社	本社 (東京都文京区)、北関東支店 (埼玉県さいたま市)
-----------------	------------------------------

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
情 報 通 信 事 業	197名	3名減
照 明 制 御 事 業	20名	1名増
全 社 ( 共 通 )	43名	1名減
合 計	260名	3名減

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
224名	5名減	43.0歳	20.1年

(注) 使用人数は就業員数であります。

### (8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	110,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	50,000千円

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 8,055,000株

(注) 2019年11月1日付で普通株式1株を3株に分割したことにより、発行可能株式総数は5,370,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 2,623,227株

(注) 2019年11月1日付で普通株式1株を3株に分割したことにより、発行済株式総数は1,748,818株増加しております。

(3) 株主数 1,332名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 光 通 信	291,800株	12.14%
佐 藤 正	288,000株	11.98%
佐 山 浄 徳	228,507株	9.51%
神 田 通 信 機 従 業 員 持 株 会	119,374株	4.97%
平 野 博 美	112,000株	4.66%
松 丸 美 佐 保	82,083株	3.41%
神 部 雅 人	69,600株	2.90%
水 元 公 仁	65,200株	2.71%
佐 藤 久 世	61,200株	2.55%
首 代 恭 二 郎	30,660株	1.28%

(注) 1. 当社は、自己株式219,370株を所有しておりますが、上記には記載しておりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	神部雅人	
代表取締役専務 専務執行役員	小笹嘉治	情報通信事業本部長
取締役 執行役員	森川幸一	情報通信事業本部副本部長
取締役	前島啓一	
取締役	橋本光	IMV株式会社 社外監査役 株式会社C&Gシステムズ 社外取締役
取締役	土生哲也	土生特許事務所 所長 株式会社IPV研究所 代表取締役
取締役	杉岡久紀	日神電子株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	小栗洋三	
監査役	大塚有希子	安達社会保険労務士事務所 パートナー 株式会社富士ゼロックス総合教育研究所 専任講師 慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科 講師
監査役	東志穂	第一芙蓉法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役前島啓一氏、橋本光氏及び土生哲也氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役大塚有希子氏及び東志穂氏は社外監査役であります。  
 3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

当社は執行役員制度を導入しており、2020年3月31日現在における取締役兼務者を除く執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	廣瀬孝	大阪支店長
執行役員	磯田滋文	本社事業支店長
執行役員	畑中猛	情報通信事業本部副本部長
執行役員	田辺正行	管理本部長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 ( うち 社 外 取 締 役 )	8名 (3名)	73,313千円 (8,274千円)
監 査 役 ( うち 社 外 監 査 役 )	5名 (4名)	15,272千円 (3,120千円)
合 計 ( うち 社 外 役 員 )	13名 (7名)	88,585千円 (11,394千円)

- (注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名を含み、無支給の取締役1名を除いております。なお、2019年6月27日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役になられた土生哲也氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の報酬等の額と員数に含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額130,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の額には、以下のものも含まれております。  
2020年6月29日開催の第83期定時株主総会において付議いたします役員賞与  
取締役6名（うち社外取締役3名）10,712千円（うち社外取締役分1,464千円）  
監査役3名（うち社外監査役2名）2,072千円（うち社外監査役分480千円）

## (3) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役橋本光氏は、IMV株式会社の社外監査役及び株式会社C&Gシステムズの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。
- ・取締役土生哲也氏は、土生特許事務所の所長及び株式会社IPV研究所の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。
- ・監査役大塚有希子氏は、安達社会保険労務士事務所のパートナー、株式会社富士ゼロックス総合教育研究所の専任講師及び慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科の講師であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。
- ・監査役東志穂氏は、第一芙蓉法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には重要な関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
前 島 啓 一 ( 社 外 取 締 役 )	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、経営経験等の視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
橋 本 光 ( 社 外 取 締 役 )	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、経営経験や内部統制に関する見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
土 生 哲 也 ( 社 外 取 締 役 )	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、弁理士や政府委員会委員の経験等の視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
大 塚 有 希 子 ( 社 外 監 査 役 )	2019年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち8回に出席、監査役会は4回全てに出席し、教育関係者としての専門的見地等から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
東 志 穂 ( 社 外 監 査 役 )	2019年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席、監査役会は4回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1)業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシーを定め、それを取締役及び従業員に周知徹底させる。
  - ロ. コンプライアンスを統括する部門は、管理本部が担当し、担当取締役を置く。
  - ハ. 取締役及び従業員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び破棄に関する文書管理規程を策定する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 全社のリスク管理は管理本部にて統括し、担当取締役を置く。総務部はリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
  - ロ. 事業所長はそれぞれの事業所に関するリスクの管理を行う。本部長は、定期的にはリスク管理の状況を取締役に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。
  - ロ. ユニット制を採用し、業績への責任を明確化する。
- ⑤ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ロ. 関係会社の管理は管理本部にて統括し、関係会社規程を定め、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。
  - ハ. 管理本部は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
  - ニ. グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査室を置き、監査室に属する従業員が、監査役の補助をする。また、管理本部の所属員も監査役の事務を補助する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室の従業員の人事異動、評価、懲戒については、予め監査役会に通知するものとし、監査役会は必要な場合、人事担当取締役に対して変更を申し入れすることができるものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び監査室員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れのあるとき、従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

ロ. 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

ロ. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また事業部門と監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務部とし、警察署等関連機関と常に連絡をとりながら、反社会的勢力の経営への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。

(2)業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① コンプライアンスに関する取り組み

役職員のコンプライアンス意識の向上に努めるため、コンプライアンス委員会を設置し、社内制度を整備するとともに、内部監査部門と連携し、法令及び社内制度を遵守するための取り組みを行っております。

② リスク管理体制

リスク管理規程を定め、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を構築しております。

③ 内部監査体制

監査室により、社内各部門が法令、規程、その他社会規範等に即し、適切な業務運営がなされているか、書類の確認及びヒアリング等を通じて内部監査を実施いたしております。

④ 取締役の職務執行体制

取締役の職務の適正性及び効率性を確保するため、毎月の取締役会において取締役及び執行役員業務執行状況の報告に対し、審議・検討を行っております。

⑤ 監査役の監査体制

監査役は取締役会、経営会議等の重要な協議の場に参加し、執行状況の確認を行っております。また、監査室、会計監査人等と定期的に情報交換を行い監査の実効性を高めております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,648,303</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,662,615</b>
現 金 預 金	1,361,651	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	854,635
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	1,967,932	短 期 借 入 金	190,000
未 成 工 事 支 出 金	129,249	未 払 法 人 税 等	94,114
仕 掛 品	83,112	賞 与 引 当 金	157,350
そ の 他 の た な 卸 資 産	17,107	役 員 賞 与 引 当 金	18,777
そ の 他	91,086	そ の 他	347,736
貸 倒 引 当 金	△1,835	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,023,557</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,040,570</b>	リ ー ス 債 務	120,809
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,767,714</b>	繰 延 税 金 負 債	11,507
建 物	319,932	退 職 給 付 に 係 る 負 債	833,943
土 地	1,422,508	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	35,722
そ の 他	25,273	そ の 他	21,575
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>56,991</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,686,172</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,215,863</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投 資 有 価 証 券	945,828	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,772,879</b>
関 係 会 社 株 式	27,000	資 本 金	1,310,825
繰 延 税 金 資 産	10,183	資 本 剰 余 金	1,087,084
そ の 他	240,300	利 益 剰 余 金	1,506,529
貸 倒 引 当 金	△7,449	自 己 株 式	△131,559
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,688,873</b>	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>229,821</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	229,453
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	367
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,002,700</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>6,688,873</b>

# 連結損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,944,830
売上原価		4,405,523
売上総利益		1,539,306
販売費及び一般管理費		1,304,768
営業利益		234,538
営業外収益		
受取利息配当金	24,512	
販売手数料	43,759	
貸倒引当金戻入額	7,000	
その他	6,928	82,201
営業外費用		
支払利息	2,565	
関係会社株式評価損	13,000	
その他	471	16,037
経常利益		300,702
特別利益		
投資有価証券売却益	22,938	22,938
税金等調整前当期純利益		323,640
法人税、住民税及び事業税	114,656	
法人税等調整額	13,506	128,163
当期純利益		195,477
親会社株主に帰属する当期純利益		195,477

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
<b>流動資産</b>		<b>2,713,829</b>	<b>流動負債</b>		<b>1,447,708</b>
現金預金		989,413	支払手形		197,829
受取手形		102,953	工事未払金		423,181
完成工事未収入金		1,122,413	短期借入金		101,450
売掛金		234,217	リース負債		190,000
未成工事支出金		103,419	未払費用		45,574
仕掛品		83,112	未払法人税等		40,577
材料貯蔵品		2,578	未払消費税等		49,869
前払費用		11,681	未成工事受入金		80,116
その他の当		64,191	前受り入金		81,005
貸倒引当金		△152	前賞与引当金		30,263
<b>固定資産</b>		<b>2,862,381</b>	役員賞与引当金		8,138
<b>有形固定資産</b>		<b>1,767,052</b>	役員の債		38,520
建物		319,932	リース負債		136,900
構築物		210	繰延税金負債		14,777
工具器具・備品		17,482	退職給付引当金		9,501
土地		1,422,508	その他の		939,150
建設仮勘定		6,918	負債合計		2,386,858
<b>無形固定資産</b>		<b>56,649</b>	<b>純資産の部</b>		
電話加入権		7,998	株主資本		2,959,898
ソフトウェア		48,651	資本金		1,310,825
<b>投資その他の資産</b>		<b>1,038,679</b>	資本剰余金		1,087,084
投資有価証券		744,029	資本準備金		328,000
子会社株式		75,000	その他資本剰余金		759,084
出資金		960	利益剰余金		693,548
長期貸付金		870	利益準備金		4,310
破産更生債権等		6,465	その他利益剰余金		689,238
その他の当		218,803	別途積立金		216,500
貸倒引当金		△7,449	繰越利益剰余金		472,738
<b>資産合計</b>		<b>5,576,210</b>	<b>自己株式</b>		△131,559
			評価・換算差額等		229,453
			その他有価証券評価差額金		229,453
			<b>純資産合計</b>		<b>3,189,352</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>		<b>5,576,210</b>



# 損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
高 上 売		
情報通信事業売上高	3,928,307	
照明制御事業売上高	706,573	
不動産賃貸事業売上高	62,969	4,697,850
原 価 上 売		
情報通信事業売上原価	2,881,128	
照明制御事業売上原価	559,093	
不動産賃貸事業売上原価	25,828	3,466,050
総 利 益 上 売		
情報通信事業売上総利益	1,047,178	
照明制御事業売上総利益	147,479	
不動産賃貸事業売上総利益	37,140	1,231,799
費 用 及 び 一 般 管 理 費 販 売		<b>1,007,724</b>
業 務 利 益 営 業		<b>224,075</b>
外 収 益 営 業		
受取利息配当金	25,757	
貸倒引当金戻入額	7,000	
受取手数料	4,541	
その他	6,021	43,320
外 費 用 営 業		
支払利息	2,565	
関係会社株式評価損	13,000	
その他	593	16,159
常 利 益 経 常		<b>251,236</b>
別 利 益 特 別		
投資有価証券売却益	22,938	22,938
税 引 前 当 期 純 利 益		<b>274,174</b>
法人税、住民税及び事業税	91,036	
法人税等調整額	13,283	104,319
当 期 純 利 益		<b>169,855</b>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

神田通信機株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 澄 和 也 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安 永 千 尋 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神田通信機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神田通信機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切かどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

神田通信機株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 澄 和 也 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安 永 千 尋 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神田通信機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続きの選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

神田通信機株式会社 監査役会

常勤監査役 小栗 洋 三 ㊟

監査役(社外監査役) 大塚 有 希 子 ㊟

監査役(社外監査役) 東 志 穂 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけ、収益性の向上と財務体質の強化に努めるとともに、ROE 8%を目指した業績及び中期の事業計画などを総合的に勘案し、配当性向25%を目途として安定的な配当を継続することを基本方針としております。

第83期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき20円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円 総額 48,077,140円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月30日



## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かんべまさと 神部雅人 (1960年12月20日生)	2001年3月 当社立川支店長 2004年3月 当社大阪支店長 2006年2月 当社総務部長 2006年6月 当社取締役総務部長 2011年6月 当社代表取締役社長（現任） 2013年6月 当社社長執行役員（現任）	69,600株
2	おざさよしはる 小笹嘉治 (1955年8月5日生)	1998年5月 当社札幌支店長 2000年5月 当社コンピュータ事業部営業部長 2004年3月 当社プラットフォームソリューション1グループ長 2008年9月 当社情報通信事業本部副本部長 2009年6月 当社取締役情報通信事業本部副本部長兼通信統括支店長 2009年7月 当社取締役情報通信事業本部長兼通信統括支店長 2012年9月 当社取締役情報通信事業本部長兼制御照明事業支店長 2013年6月 当社常務執行役員 2013年9月 当社取締役情報通信事業本部長 2017年6月 当社常務取締役情報通信事業本部長 2019年6月 当社代表取締役専務兼情報通信事業本部長（現任） 2019年6月 当社専務執行役員（現任）	30,100株
3	もりかわこういち 森川幸一 (1971年3月13日生)	2014年8月 当社札幌支店長 2017年3月 当社通信統括支店長 2018年3月 当社執行役員（現任） 2018年3月 当社本社事業支店長兼公共・交通・教育営業部長 2019年6月 当社取締役本社事業支店長 2020年3月 当社取締役情報通信事業本部副本部長（現任）	2,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	すぎおかひさのり 杉岡久紀 (1959年7月24日生)	1982年4月 日立電子株式会社入社 2002年4月 株式会社日立国際電気業務通信営業部長 2009年10月 同社中部支社部長 2013年4月 同社中国支社長 2015年4月 日神電子株式会社社長付 2015年5月 同社代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日神電子株式会社代表取締役社長	100株
5	まえしまけいいち 前島啓一 (1949年5月29日生)	1973年4月 三菱地所株式会社入社 1999年12月 同社環境設備部長 2001年6月 株式会社三菱地所設計設備設計部長 2003年10月 丸の内熱供給株式会社技術部長 2004年6月 同社専務取締役 2012年4月 三菱地所ビルマネジメント株式会社 (現 三菱地所プロパティマネジメント株式会社) 取締役 2015年6月 当社社外取締役(現任)	—
6	はし橋もとひかる 橋本光 (1947年9月15日生)	1970年4月 山一証券株式会社入社 1998年6月 松井証券株式会社取締役 2000年7月 株式会社ジャスダック・サービス(現 株式会社日本取引所グループ) 入社 2006年6月 同社執行役ステークホルダーズ本部副本部長兼IR支援部長 2008年6月 旭ホームズ株式会社社外取締役 2008年12月 IMV株式会社社外監査役(現任) 2010年6月 当社社外監査役 2011年3月 株式会社C&Gシステムズ社外監査役 2015年5月 株式会社C&Gシステムズ社外取締役(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) IMV株式会社社外監査役 株式会社C&Gシステムズ社外取締役	3,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	はぶてつや 土生哲也 (1965年4月9日生)	1989年4月 日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行)入社 2000年12月 弁理士登録 2001年10月 土生特許事務所所長(現任) 2002年10月 株式会社I P V研究所代表取締役(現任) 2016年6月 当社社外監査役 2019年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 土生特許事務所所長 株式会社I P V研究所代表取締役	500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 前島啓一氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
  - 橋本光氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
  - 土生哲也氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
  - 前島啓一氏を社外取締役候補者とした理由は、豊富な経営経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
  - 橋本光氏を社外取締役候補者とした理由は、経営に関する豊富な経験・知識及び内部統制に関する高い見識を当社の経営全般に反映していただくためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
  - 土生哲也氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の社外監査役在任期間において、融資業務やベンチャー投資等金融業を通じて培った企業を見る眼や弁理士として企業のアドバイザーや政府系委員会の委員を務めている経験・知識に基づき、その豊富な経験・知識を当社の経営全般に反映していただくためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2008年6月27日開催の定時株主総会において、当社の取締役の報酬額を年額130百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を下記のとおり割当てることといたしたく存じます。

つきましては、上記の取締役の報酬枠とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額40百万円と設定いたしたく存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事情を勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、第2号議案が原案どおり承認頂いた場合、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の報酬額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社の取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

#### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の5万株を、各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てする譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

### 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、20年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役であったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

(ご参考)

当社は、第3号議案が原案通り承認されることを条件に、当社の子会社の取締役に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定であります。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役6名（うち社外取締役3名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額12,784,000円（取締役分10,712,000円（うち社外取締役分1,464,000円）、監査役分2,072,000円（うち社外監査役分480,000円））を支給することといたしたく存じます。

以 上

招集  
通知

事業  
報告

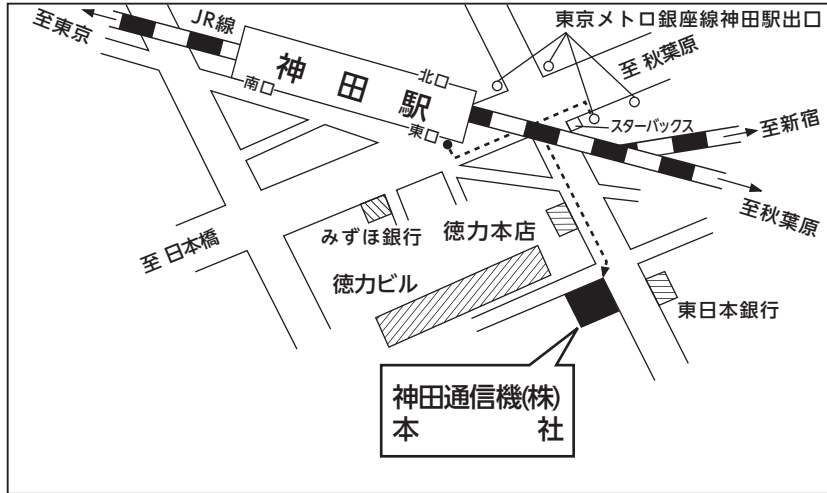
計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田富山町24番地  
当社7階会議室  
電話 (03) 3252-7731 (代)



J R 東日本山手線、中央線、京浜東北線、東京メトロ銀座線「神田駅」  
下車徒歩3分